

東北地域食料自給率向上協議会規約

1 趣旨

我が国の食料自給率については、新たな食料・農業・農村基本計画において、平成27年度に、供給熱量ベースで45%、生産額ベースで76%に向上させることを目標とされたところである。この目標を確実に達成するため、全国段階の食料自給率向上協議会が設立され、食料自給率向上に向けた行動計画の策定、定期的な検証を行うこととしている。

こうした中、東北においても、米を除いた供給熱量ベースの食料自給率は30%程度にとどまり、生産面だけでなく、流通・加工、消費等の各段階において、自給率向上に向けた取組が求められている。

東北における取組を実効あるものとするための第一段階として、地方公共団体、農業団体、食品産業事業者、消費者団体、経済団体等の関係者が、自給率向上に向けた課題について共通認識を持つとともに、各々の役割に応じた主体的、かつ相互の連携ある取組の推進を図ることが必要である。このため「東北地域食料自給率向上協議会」を設立する。

2 協議会の構成等

- (1) 協議会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 東北農政局長が会長を務める。
- (3) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (4) 構成員は、会長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。

3 活動内容

- (1) 行動計画に基づく東北地域における取組の促進、フォローアップ
- (2) 食料自給率向上に向けた優れた取組の普及
- (3) シンポジウム等食料自給率向上を図るために必要な活動
- (4) その他、我が国の食料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

協議会の庶務は、農林水産省東北農政局において処理する。

5 その他

その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。